

一般財団法人神奈川ゆめ社会福祉財団  
賛助会員規程

2018年1月13日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人神奈川ゆめ社会福祉財団（以下、「財団」という。）定款第33条に基づき、賛助会員について定める。

(賛助会員)

第2条 財団の目的に賛同し、会費又は寄付金を1口以上納入した者を賛助会員とする。

2 賛助会員には以下の3つを置く。

(1) 神奈川ゆめ奨学生サポーター（以下、「サポーター」という。）

(2) 個人会員

(3) 団体（法人）会員

3 前項第1号のサポーターとは、生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープの組合員で毎月1口につき100円を1口以上寄付する者をいう。

4 個人会員及び団体（法人）会員には、領収書を発行する。

5 賛助会員の登録期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする事業年度毎に更新する。

(会費)

第3条 個人会員及び団体（法人）会員は、会費を財団に納入する。

2 会費は1口につき1,000円とし、以下のとおりとする。

(1) 個人会員は、1口以上とする。

(2) 団体（法人）会員は、10口以上とする。

3 会費の納入時期は、入会月及び更新月である毎年4月とする。

(活動)

第4条 財団は賛助会員に対し、奨学生のサポート活動への参加（無償ボランティア）の呼びかけをおこない、賛助会員は任意で参加できる。

2 財団は賛助会員に対し、財団が発行する通信誌を届ける。

(退会)

第5条 賛助会員は、申し出ることにより、いつでも退会できる。ただし、サポーターは、サポーター登録の停止を申し出た月の翌月又は翌々月の寄付金の支払いが完了した時点で退会となる。

2 個人会員及び団体（法人）会員が退会を申し出た時点において、既に振り込んだ会費の返還は行わない。

3 2年間にわたり会費の納入が無い場合は、自動的に会員の資格を失い退会したものとする。

附則

(施行日)

1 この規程は、2018年1月13日より施行する。

(改廃)

2 この規程の改廃は、理事会が行う。

履歴